

質問事項一覧

1 「女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤作り」について

- ① 女性支援新法の施行にあたり、どのような相談センターや支援員の強化策を行っているか。特に予算を新しくつけたものやそれに各自治体が手をあげた実績などについて御教示願いたい。

2 「性犯罪・性暴力への対策の推進」について

- ② 改正刑法の附則に規定された実態調査の検討の進捗はどのような状況か。
- ③ 犯罪被害者給付金制度について、配偶者間暴力の被害者への医療支援は公費負担の対象外とされていると聞く。刑法改正で配偶者間の不同意性交等罪等が適用されることが明確化されたにもかかわらず、このような基準は問題ではないか。

3 「子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」について

- ④ 「こども性暴力防止法の概要」にあるガイドラインの作成状況を御教示願いたい。
- ⑤ こどもへの性暴力への初動対応について、適切な初動対応のために保護者として身に付けることが望ましい知識(性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける等)について、子育て支援の場等を通じた啓発の推進を、全国こども政策主管課長会議等で周知する事業が行われているが、実際に保護者に届くような取組は実行されているか御教示願いたい。好事例があれば横展開が図りやすい。
- ⑥ 内閣府の男女間暴力調査によると、被害者のうち警察に相談するのは 1.4%にとどまっており、警察への被害届や相談がない残り 98.6%の加害者に対する指導も必要である。特に盗撮を含め児童・生徒間の性暴力事案が生じても、加害児童・生徒に対しては再非行防止のための指導がなされない場合が多いと考えられる。学校や学習塾、習い事、放課後等デイサービス、児童養護施設等のこどもに関わる施設における性暴力事案が生じた際の加害児童・生徒に対する指導や対応方針について御教示願いたい。また、児童相談所や少年鑑別所(法務少年支援センター)でも加害児童・生徒に対して性加害防止のための指導を行っていると聞いているが、どのような対応をしているだろうか。
- ⑦ 刑法の性犯罪規定等の性暴力関連の法改正は本当に大きな改正である。特に、

性交同意年齢の変更や、司法面接、面会要求罪等子どもに関する要素が非常に多く、これらは、学校の教員は確実に知っておく必要がある。このような刑法改正と教育職員性暴力防止法についての文部科学省や各都道府県教育委員会は学校管理職に周知や研修を行っているか。もし行っているとすれば、どの程度実施されているか、実施率などの実績が示せるか。あるいは徹底して研修する計画などはあるか御教示願いたい。

4 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」について

- ⑧ DV 加害者プログラムの実施状況についてお尋ねしたい。DV 被害者の数と同じだけ加害者がおり、被害者支援の一環として加害者対応は極めて重要であり、6次計画策定へ向けて対応を加速していくべきであると考え。令和6年度は交付金による支援として、5つの都道府県等で「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」等を活用した加害者プログラムの実施等に要する経費への補助を行っているとのことだが、これまでの取組の成果や課題、今後の施策の方向性、加害者プログラムの受講命令制度を検討していくとしたら、どのような方策が考えられるか御教示願いたい。
- ⑨ DV 加害者対策について、令和6年度までの努力でかつてなく加害者対策は進みつつあると考えられるが、更に対策を促進させる方針を御教示願いたい。また、プログラムの質の確保、プログラムの担い手の確保、更なる研究の推進など官民連携で未然防止から再発防止まで総合的な加害者対策の構築という課題設定が6次計画に据えられるべきと考える。その際、加害者対策だけではなくジェンダー平等に向け男性や少年を巻き込む方策が有益と考えるが、この点の考えをお聞かせ願いたい。
- ⑩ 改正 DV 防止法の施行から8か月が経過した。施行後の状況に関し、以下の点を御教示願いたい。
- ・ 本年4月以降の保護命令事件の処理件数（昨年同時期との比較）及び拡充された内容に基づく保護命令実績。
 - ・ DV 法改正の趣旨の周知やDVについての理解を深める研修など、近年、裁判官に対する研修を行った実績。
 - ・ 都道府県の努力義務とした協議会の設置件数。
 - ・ 附則で施行後3年経過を目途に法の施行状況等を勘案して必要な措置を講ずることとしているが、施行状況の把握はどのように行われているか、また、どのように行うことを予定しているか。

以上